年管管発０９０１第５号
平成２９年９月１日

日本年金機構事業推進部門（年金給付）担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公　印　省　略 ）

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
様式の改正等について

平成 29 年 9 月 1 日付け年管発 0901 第 1 号をもって、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」が、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い診断書（血液・造血器の障害用）様式第 120 号の 7 を別紙のとおり改正し、平成 29 年 12 月 1 日から適用することとしたので通知する。

現況届用診断書については、今回の診断書（血液・造血器の障害用）の改正を踏まえ、今回の診断書の改正と同内容の変更を行われたい。

なお、平成 29 年 12 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することが可能である。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

また、別添の周知用リーフレットについて年金事務所等の窓口に設置する等、血液・造血器疾患による障害の認定基準に係る改正の周知についてよろしくお取り計らい願いたい。

（別紙）

◎ 診断書（血液・造血器の障害用）［様式第１２０号の７）］ 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（表面） （ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　名 生年月日　昭和 平成　年　月　日生（　歳）　性 別　男・女 住　所　住所地の郵便番号 □□□－□□□□　都道 府県　郡市 区 ①　～　⑧　（略） ⑨　現在までの治療の内容、反応、期間、経過、その他の参考となる事項 ⑩　～　⑫　（略）	（表面） （ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　名 昭和 平成　年　月　日生（　歳）　男・女 住　所　住所地の郵便番号 □□□－□□□□　郡市 区　町区 村 ①　～　⑧　（略） ⑨　現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項 ⑩　～　⑫　（略）

⑬　血液・造血器（平成　年　月　日現症）

1　臨床所見

(1) 自覚症状

易疲労感（無・有・著）
動　　悸（無・有・著）
息 切 れ（無・有・著）
発　　熱（無・有・著）
紫　　斑（無・有・著）
月経過多（無・有・著）
関節症状（無・有・著）

(2) 他覚所見

易感染性（無・有・著）
ﾘﾝﾊﾟ節腫脹（無・有・著）
出血傾向（無・有・著）
血栓傾向（無・有・著）
肝　　腫（無・有・著）
脾　　腫（無・有・著）

(3) 検査成績

ア　末梢血液検査（平成　年　月　日）

※アの欄は、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。

ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ濃度（　　）g/dL
血　小　板（　　）万/μL
網赤血球（　　）万/μL
白　血　球（　　）/μL
好　中　球（　　）/μL
リンパ球（　　）/μL
病的細胞（　　）%

⑬　血液・造血器（平成　年　月　日現症）

1　臨床所見

(ア) 自覚症状

疲　労　感（無・有・著）
動　　悸（無・有・著）
息 切 れ（無・有・著）
発　　熱（無・有・著）
関節症状（無・有・著）
易感染性（無・有・著）

(イ) 他覚所見

ﾘﾝﾊﾟ節腫脹（無・有・著）
出血傾向（無・有・著）
紫　　斑（無・有・著）
肝　　腫（無・有・著）
脾　　腫（無・有・著）

2　血液検査成績（平成　年　月　日）

(ア) 末梢血液

赤　血　球	×万/μℓ
ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ濃度	g/dℓ
ﾍﾏﾄｸﾘｯﾄ	%
白　血　球	/μℓ
顆　粒　球	/μℓ
単　　球	%
リンパ球	/μℓ
病的細胞	‰
血　小　板	×万/μℓ
網赤血球数	‰
血清総蛋白	g/dℓ

イ　凝固系検査（平成　年　月　日）

※イの欄は、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。

凝固因子活性（(第　因子)　　）％

ｖＷＦ活性（　　）％

インヒビター（無・有）

ＡＰＴＴ（　　）秒　（基準値　　秒）

Ｐ　　Ｔ（　　）秒　（基準値　　秒）

ウ　その他の検査

画像検査（検査名　　）（平成　年　月　日）

所見（　　）

他の検査（検査名　　）（平成　年　月　日）

所見（　　）

2　治療状況

赤血球輸血（月　　回）

補充療法（月　　回）

血小板輸血（月　　回）

新鮮凍結血漿（月　　回）

造血幹細胞移植（無・有）　有の場合（平成　年　月　日）

慢性ＧＶＨＤ（無・有）　有の場合（軽症・中等症・重症）

所見

3　その他の所見

（裏面）

⑭　～　⑱　（略）

(イ)骨髄

有核細胞	×万/μℓ
巨核球	/μℓ
赤芽球	％
顆粒球	％
リンパ球	％
病的細胞	‰

顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G／E)

(ウ)出血傾向

出血時間（　　法）　　分

ＡＰＴＴ（基準値　　秒）　　秒

(エ)その他

CRP	検査値	LDH	施設基準値	検査値

3　輸血の回数及び総量

回　　計　　mℓ

（平成　年　月　日～平成　年　月　日）

4　凝固因子製剤輸注の回数及び量

回　　計　　mℓ

（平成　年　月　日～平成　年　月　日）

5　造血幹細胞移植

無　・　有（平成　年　月　日）

経過（　　）

6　その他の所見

（裏面）

⑭　～　⑱　（略）

記入上の注意 1　この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から１年６月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から１年６月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65 歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。 （　また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。） ２～５(2)　　略 (3)⑮の２欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。	記入上の注意 1　この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から１年６月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から１年６月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65 歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。 （　また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。） ２～５(2)　　略 (3)⑮の２欄は、血液検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

（別添）

国民年金・厚生年金保険

障害年金に関するお知らせ

平成29年12月１日から「血液・造血器疾患による障害」の認定基準を一部改正します

改正のポイント

1　認定のための検査項目を見直します。

分類区分の名称（主な疾患）	**検査項目の主な見直し箇所**
① 赤血球系・造血不全疾患 （再生不良性貧血、溶血性貧血　等）	「赤血球数」を削除し、 「**網赤血球数**」を追加します。
② 血栓・止血疾患 （血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症　等）	「**凝固因子活性**」を追加します。
③ 白血球系・造血器腫瘍疾患 （白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫　等）	末梢血液中の「赤血球数」を 「**ヘモグロビン濃度**」に変更します。

2　造血幹細胞移植についての規定を加えます。

○ **造血幹細胞移植を受けた方は、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して認定します。**

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の３つの要件が必要になります。

１　初診日に被保険者であること

● 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、６０歳以上６５歳未満の国内居住者であること

【２０歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、２０歳未満であった人が、２０歳に達した日において１級または２級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

２　保険料の納付要件を満たしていること

● 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が３分の２以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成３８年４月１日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料の未納期間がないこと

３　一定の障害の状態にあること

● 障害認定日（※）に障害の状態が１級または２級（障害厚生年金については１級～３級）に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、６５歳になるまでに障害の状態が１級または２級（障害厚生年金については１級～３級）に該当すること

※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して１年６ヵ月を経過した日、または１年６ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ （全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口　日本年金機構　**検 索**

http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

● また、『ねんきんネット』（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。

※ ただし、このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザＩＤ、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。